



目次

告 示	ページ
○高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正 (建設管理課)	1
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (道 路 課)	1
公 告	
○高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の募集 (森づくり推進課)	1
○高知県立月見山こどもの森の指定管理者の募集 (環境共生課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (8・26揭示)	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数(〃)	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(〃)	3

告 示

高知県告示第525号

高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱(平成16年8月高知県告示第543号)の一部を次のように改正する。

平成26年9月5日

高知県知事 尾崎 正直

第1条中「建設業者」を「建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者をいう。第3条第5項第9号において同じ。)」に改め、「(昭和24年法律第100号)」を削る。

第3条第5項に次の1号を加える。

(9) 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がある者に限る。)

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条第6条第3号中「第8号」を「第9号」に改める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

高知県告示第526号

清水第三土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成26年8月22日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年9月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成26年8月29日から平成27年2月1日まで
- 3 作業地域 土佐清水市の一部(清水第三土地区画整理地内)

高知県告示第527号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年9月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 清王新田貝ノ川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町春遠字 ナバ木1439番28から 幡多郡大月町春遠字 ウスギ131番1まで	前	4.6 }	348
	後	4.6 }	329

公 告

森林総合センターの設置及び管理に関する条例(平成11年高知県条例第6号)第3条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。

平成26年9月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
 - (1) 施設の名称 高知県立森林研修センター研修館(以下「研修館」という。)
 - (2) 施設の場所 香美市土佐山田町大平80番地
 - (3) 施設の概要 募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 研修館の許可施設の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
 - (2) 研修館の許可施設の利用料金の收受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
 - (3) 研修館の施設、設備等の維持管理に関する業務
 - (4) 研修館の利用促進に関する業務
 - (5) 研修館の食堂の運営に関する業務
 - (6) 研修館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務
- 3 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。
- 4 応募資格 高知県内に主たる事業所(本社又は本店等)を有し、かつ、3の指定期間中、研修館の利用において、県民の平等利用を確保し、研修館の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、研修館の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体とする。
- 5 指定の手続
 - (1) 指定管理者の指定を受けようとするもの((3)の公募参加表明書を提出したものに限る。)は、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。
 - ア 2の業務に係る事業計画書
 - イ 2の業務に係る収支予算書
 - ウ 定款、規約その他これらに類する書類
 - エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書(提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し(本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)
 - オ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び

<p>前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類</p> <p>カ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書</p> <p>キ アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類</p> <p>(2) 募集期間は、平成26年9月5日（金）から同年10月15日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年10月15日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。</p> <p>(3) 申請書の提出を予定しているものは、公募参加表明書を平成26年9月5日から同年10月8日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に7の提出場所に提出すること。</p> <p>(4) 現地説明会を平成26年9月17日（水）午後10時から開催するので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。</p> <p>(5) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。</p> <p>(6) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。</p> <p>なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県林業振興・環境部森づくり推進課のホームページ（http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030201/）からも入手することができる。</p> <p>(7) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。</p> <p>6 その他 県は、指定管理者と研修館の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。</p> <p>7 申請書等の提出場所、公募参加表明書の提出場所、現地説明会の参加申込先、募集要項の配布場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県林業振興・環境部森づくり推進課 電話番号088-821-4571 ファクシミリ番号088-821-4576</p>	<p>電子メールアドレス030201@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>~~~~~</p> <p>高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例（昭和55年高知県条例第11号）第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。</p> <p>平成26年9月5日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定管理者が業務を行う施設の概要</p> <p>(1) 施設の名称 高知県立月見山こどもの森（以下「月見山こどもの森」という。）</p> <p>(2) 施設の場所 香南市香我美町岸本及び夜須町坪井</p> <p>(3) 施設の概要 募集要項に記載のとおり</p> <p>2 指定管理者が行う業務</p> <p>(1) 月見山こどもの森における行為の許可等、月見山こどもの森のキャンプ場及びこどもの森ハウスの利用の許可等、行為又は利用の許可の取消し等その他の行為又は利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 月見山こどもの森の施設、設備等の維持管理及び補修に関する業務</p> <p>(3) 月見山こどもの森の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務</p> <p>3 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。</p> <p>4 応募資格 高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、かつ、3の指定期間中、月見山こどもの森の利用において、県民の平等利用を確保し、月見山こどもの森の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、月見山こどもの森の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。</p> <p>5 指定の手続</p> <p>(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の(1)の提出場所に持参又は郵送により提出すること。</p> <p>ア 2の業務に係る事業計画書</p> <p>イ 2の業務に係る収支予算書</p> <p>ウ 定款、規約その他これらに類する書類</p> <p>エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の前</p>	<p>3月以内に発行されたものに限る。））、法人以外の団体にあつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の前日3月以内に発行されたものに限る。）</p> <p>オ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類</p> <p>カ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書</p> <p>キ アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類</p> <p>(2) 募集期間は、平成26年9月5日（金）から同年10月15日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年10月15日午後5時15分までに7の(1)の提出場所に必着すること。</p> <p>(3) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。</p> <p>(4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。</p> <p>なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の(2)の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県林業振興・環境部環境共生課のホームページ（http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/）からも入手することができる。</p> <p>(5) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。</p> <p>6 その他 県は、指定管理者と月見山こどもの森の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。</p> <p>7 申請書等の提出場所及び問い合わせ先並びに募集要項の配布場所</p> <p>(1) 申請書等の提出場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県林業振興・環境部環境共生課 電話番号088-821-4842 ファクシミリ番号088-821-4530</p> <p>(2) 募集要項の配布場所 高知県庁県民室（本庁舎1階）、高知県林業振興・環境部環境共生課、高知県安芸林業事務所、高知県中央東林業事務</p>
---	---	--

<p>所、高知県中央西林業事務所、高知県須崎林業事務所及び高知県幡多林業事務所</p> <p style="text-align: center;">----- 選挙管理委員会告示 -----</p> <p>高知県選挙管理委員会告示第62号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,503人である。 平成26年8月26日（揭示済） 高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信</p> <p>高知県選挙管理委員会告示第63号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、170,851人である。 平成26年8月26日（揭示済） 高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信</p> <p>高知県選挙管理委員会告示第64号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。 平成26年8月26日（揭示済） 高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>高知市選挙区</td><td style="text-align: right;">92,310人</td></tr> <tr><td>室戸市、東洋町選挙区</td><td style="text-align: right;">5,351人</td></tr> <tr><td>安芸市、芸西村選挙区</td><td style="text-align: right;">6,483人</td></tr> <tr><td>南国市選挙区</td><td style="text-align: right;">13,152人</td></tr> <tr><td>土佐市選挙区</td><td style="text-align: right;">7,944人</td></tr> <tr><td>須崎市選挙区</td><td style="text-align: right;">6,542人</td></tr> <tr><td>宿毛市、大月町、三原村選挙区</td><td style="text-align: right;">8,180人</td></tr> <tr><td>土佐清水市選挙区</td><td style="text-align: right;">4,387人</td></tr> <tr><td>四万十市選挙区</td><td style="text-align: right;">9,774人</td></tr> <tr><td>香南市選挙区</td><td style="text-align: right;">9,231人</td></tr> <tr><td>香美市選挙区</td><td style="text-align: right;">7,772人</td></tr> <tr><td>奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区</td><td style="text-align: right;">3,355人</td></tr> <tr><td>長岡郡、土佐郡選挙区</td><td style="text-align: right;">3,793人</td></tr> <tr><td>吾川郡選挙区</td><td style="text-align: right;">8,994人</td></tr> <tr><td>高岡郡選挙区</td><td style="text-align: right;">17,608人</td></tr> </table>	高知市選挙区	92,310人	室戸市、東洋町選挙区	5,351人	安芸市、芸西村選挙区	6,483人	南国市選挙区	13,152人	土佐市選挙区	7,944人	須崎市選挙区	6,542人	宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,180人	土佐清水市選挙区	4,387人	四万十市選挙区	9,774人	香南市選挙区	9,231人	香美市選挙区	7,772人	奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,355人	長岡郡、土佐郡選挙区	3,793人	吾川郡選挙区	8,994人	高岡郡選挙区	17,608人	<p>黒潮町選挙区</p> <p style="font-size: 24pt;">3,498人</p>	
高知市選挙区	92,310人																															
室戸市、東洋町選挙区	5,351人																															
安芸市、芸西村選挙区	6,483人																															
南国市選挙区	13,152人																															
土佐市選挙区	7,944人																															
須崎市選挙区	6,542人																															
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,180人																															
土佐清水市選挙区	4,387人																															
四万十市選挙区	9,774人																															
香南市選挙区	9,231人																															
香美市選挙区	7,772人																															
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,355人																															
長岡郡、土佐郡選挙区	3,793人																															
吾川郡選挙区	8,994人																															
高岡郡選挙区	17,608人																															